

第2回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会
議 事 録

開催日時	平成25年8月2日（金） 午後7時00分から
開催場所	上牧町役場 3階 委員会室
出席者	委員 10名
欠席者	委員 2名
傍聴者	3名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開 会 2 委員会のスケジュール工程表について 3 条例案の検討について （1）前委員会委員と新委員会との意見交換 （2）前委員会からの申し送り事項等の確認及び検討 4 その他 5 閉会

議事の概要

1 開 会

2 委員会のスケジュール工程表について

- ・新川委員長より委員会スケジュール工程表についての説明
- ・この委員会が開催できる可能性を詰めた段階で、全体の工程をもう一度確認する。今日の段階では、一応のところ12月を目途に審議できないか日程調整も含めて検討する。
- ・スケジュールについては、ステージに分けて、住民説明会や出前説明会、議会・行政向けの説明会なども盛り込んだスケジュールを作することを提案する。
- ・住民説明会や説明会の告知、準備等を考えると9月早々には開催の方針というのを決める必要が生じる。
- ・厳しい日程であるということを前提に、町長の思いということも尊重しなければいけないので、委員会の密度を高めていくことが必要である。
- ・条例案の確定には、主要な論点として4つ5つ程課題が残されていると思うので、4、5回は少なくとも議論の場が必要である。
- ・比較的全町的に考えなければいけない住民説明会は早めに準備が必要である

がそれ以外のものについてはある程度柔軟に議論しながら開催方法等について決めていくというのも一案である。

3 条例案の検討について

(1) 前委員会委員と新委員会との意見交換

＜前委員会委員からの意見＞

- ・前委員会では28回の委員会を開いたが、初回から第5回までは条例案の検討に入ることができなかった。議事録の書き方や閲覧場所、委員の報酬についてなどで2、3ヶ月かかった。委員会の途中でも工程表の見直しにかなり議論を割いた。本題の条例案の検討がどれだけできたのか、結論を後の委員会に委ねるということになってしまったのが反省である。
- ・条例案にはいくつか課題があると思っている。大事な論点をこの委員会で早急に詰めて、委員会としての結論を得たい。
- ・この基本条例で何を定めるのかというところにもっと時間を割いて議論しておくべきであった。結果としてボリュームが増え、最高規範という位置づけをしながらも中身は手続きや技術的なことを網羅して、もっと簡単に将来のあるべき姿を規定しておくのが、基本条例ではないかと思っている。
- ・各部会によってそれぞれの思いが違っていたが、共通するのは上牧町をよくしたいという思いである。ただ、過去の反省というのを盛り込むということと、それはあえて書かずに未来像を書こうということで、意見が分かれていた。
- ・過去は過去として繰り返さない、そのための仕組みとして、また将来のまちづくりを進めていくための基本条例として考えていきたい。
- ・前委員会では消化不良であったというようなニュアンスの意見があったが、基本条例あるいは最高規範ということからある種の気負いがあったのではないかという印象がある。条例であっても見直しをかけていくという作業の繰り返しである。そういった点から、気楽な観点も必要ではないかと考えている。
- ・理念を重視するということであるが、年代によっても違ふし、時代によっても変わってくる。この委員会で一つに絞るということ自体難しい。委員会だけで決めても住民は納得しないのではないか。理念は皆で土台から作るものであって、前委員会では理念そのものを作るのはよろしくない判断して、前文にもあえて入れなかったという経緯がある。
- ・上牧町は「まちづくり基本条例」という名称にしている。それは、住民、

議会、行政の三者でお互いに協働してやっていくのがいいのではないかという理念を込めて「まちづくり」という名称にしたと思っている。そういったまちづくりをするために、どういった仕組み、役割が必要かを書き込むのが、上牧町のまちづくり基本条例であると思う。

<新委員からの意見>

- ・前委員会で議論された結果は十分に尊重しないといけないし、その成果はかなり精密にできていると思っている。ただ、前半は手続き論で空転したという話であるし、町の財政破綻からここまできているという意見も尤もかと思うが、ここで財政再建の議論をするというのは違うというのをはっきりさせておきたい。何故基本条例を作るのかということをもっと議論すべきであったと思う。
- ・自治基本条例をつくることで考えておくべきことは、基本的に何のための条例か、町民にも伝わらなければいけない。憲法や地方自治法を簡潔に分かりやすく、抜粋しながら翻訳して、高校生でも分かるような条例を作ることが、町民のために自治を近づけるという努力である。
- ・自治基本条例は、①地方自治法の簡略版（見取り図）を作る。②この町独自の仕組みも入っている見取り図を作る。③団体自治の章と住民自治の章の権限・役割を書き込んで、皆で共有する。
- ・前文は最後に議論された方がいい。また、簡潔に品格のある前文でなければならない。
- ・この町が大事にする価値観（基本理念）の優先順位をはっきり示すことが大事である。そして、自治基本条例上における行動原則を選択していく。それができれば骨格はできてくる。

(2) 前委員会からの申し送り事項等の確認及び検討

- ・遠山委員から前委員会からの申し送り事項の説明
- ・説明してもらった論点であるが、整理をして次回、議論できそうなところからできるだけ早く手をつけていきたい。また、原則論では、具体的に詰められるものから考えていく、あるいは場合によっては先延ばしにするのもやむを得ないと考えている。
- ・基本は前委員会で議論していただいた成果のうえにたって、新委員会での議論を進めていく。そしてこの委員会での見解を固めていくこととする。

4 その他

- ・前委員会からの報告等を依頼される場合は、準備が必要になるので事前に連絡してほしい。
- ・9月以降の日程も合わせて、どういうやり方が効果的に条例制定に結びつくのかという観点から、委員会にてもう一度検討させてもらう。
- ・この委員会の設置条例第4条第3項に「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」とあるが、この委員会は基本的にはすべてオープンだと思っているが、もし職務上知り得た秘密にあたるものがあれば、予め教えてしてほしい。
- ・万が一、特定の個人の方の議論が仮に出た場合は、秘密にしないといけないケースがあるので、その場合は、その部分のみ非公開とする。また、そのときの情報は漏らしてはいけないということになる。それ以外のものは、その条項に抵触するような秘密というのは、この委員会に限ってはない。実質的に秘密にしないといけないものだけが対象であると考えてもらいたい。

5 閉会